

企画書に関する評価項目

評価項目 (共通) (32点)	評価の着目点		評価点
	判断基準		
企業の経験及び能力 (16点)	資格要件 (共同企業体の場合、代表構成員及び構成員)	<p>・下記項目に該当しない場合は特定しない。</p> <p>沖縄県土木建築部における令和7・8年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）における業種区分「土木関係コンサルタント」、登録業種「都市計画及び地方計画」に登録されているか。</p>	—
	業務実績 (共同企業体の場合、代表構成員)	<p>・平成28年度以降から公告日までに完了した業務において、同種又は類似業務の実績があるか。（1件以上の実績を有しない場合は特定しない）</p> <p>①同種業務とは、沖縄県那覇市における「まちづくり」に関する調査業務をいう。</p> <p>②類似業務とは、沖縄県那覇市における「観光」に関する調査業務をいう。</p> <p>③上記に該当しない。</p> <p>（同種業務、類似業務とも日本国内における国、都道府県、政令指定都市、市町村その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）</p> <p>【評価方法】件数は2件以内とし、1件につき同種業務5点、類似業務3点、該当しない場合は0点とし、10点を限度とする。</p>	0～10点
	管理技術力 (共同企業体の場合、代表構成員)	<p>・当該管内に配置予定技術者が常駐しているか。</p> <p>①沖縄県内に管理技術者及び担当技術者が常駐している。</p> <p>②沖縄県内に管理技術者が常駐している。</p> <p>③上記に該当しない。</p>	<p>① 6</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>

業務執行体制に係る項目 (16点)	管理技術者の業務実績 (共同企業体の場合、代表構成員)	<p>・平成28年度以降から公告日までに完了した業務において、同種又は類似業務の実績があるか。(1件以上の実績を有しない場合は特定しない)</p> <p>①同種業務とは、沖縄県那覇市における「まちづくり」に関する調査業務をいう。</p> <p>②類似業務とは、沖縄県那覇市における「観光」に関する調査業務をいう。</p> <p>③上記に該当しない。</p> <p>【評価方法】件数は2件以内とし、1件につき同種業務5点、類似業務3点、該当しない場合は0点とし、10点を限度とする。</p>	0～10点
	担当技術者の業務実績	<p>・平成28年度以降から公告日までに完了した業務において、同種又は類似業務の実績があるか。</p> <p>①同種業務とは、沖縄県那覇市における「まちづくり」に関する調査業務をいう。</p> <p>②類似業務とは、沖縄県那覇市における「観光」に関する調査業務をいう。</p> <p>③上記に該当しない。</p> <p>【評価方法】件数は2件以内とし、1件につき同種業務3点、類似業務1点、該当しない場合は0点とし、6点を限度とする。</p>	0～6点
評価項目 (企画提案) (68点)	<p style="text-align: center;">評価の着目点</p> <hr/> <p style="text-align: center;">判断基準</p>		評価点
■実施方針・フロー等、その他について (23点)			
業務理解度	<p>・目的、条件の課題、条件、内容の理解度が高いか。</p> <p>【評価方法】業務理解度について0～8点で採点</p>		0～8点
実施手順、実施体制	<p>・運営の実施手順及び実施体制が、妥当性の高い内容になっているか。</p> <p>【評価方法】実施手順及び実施体制の妥当性について0～8点で採点</p>		0～8点
その他	<p>・業務理解度、実施手順及び実施体制の他、評価すべき事項が記載されているか。</p>		0～7点

■テーマについて（45点）		
A4版2枚以内で企画提案がされていること。（ア・イ・ウの3テーマで2枚となる）		
ア 首里杜地区整備基本計画（後期計画）の作成について		
ア	・これまでの実績を踏まえた現状分析と課題の整理を行っているか。	0～8点
	・計画の策定方法について、実効性のある具体的な提案となっているか。	0～7点
イ 首里杜地区交通・観光マネジメント調査について		
イ	・交通問題について現状分析と課題の整理を行っているか。	0～5点
	・関係機関の抽出やその連携方法について有効性があるか。	0～5点
	・交通渋滞対策の考え方は、実現可能性も含めた実効性のある具体的なものとなっているか。	0～5点
ウ サステナブルな首里のまちづくり支援について		
ウ	・首里杜まちづくり憲章についての理解が十分であるか。	0～5点
	・ガイドラインの検討にあたり、検討事項における優先順位の考え方や関係者との連絡体制について、具体的なものとなっているか。	0～5点
	・首里杜地区の周遊型観光の推進に向けて、公共交通機関の利用促進や地域との連携手法に関する検討は十分か。	0～5点

(1) 非特定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

非特定者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について書面をもって以下のとおり説明を求めることができる。

①提出期限：非特定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

②提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで

③提出場所：沖縄県土木建築部首里城復興課復興推進班（那覇市泉崎1-2-2県庁舎10階）

④提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出する。

※郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

⑤回答：説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。